





大分県漁業協同組合米水津支店事務所

大分県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長
		前後別		
県道大分白杵線	大分市大字丹川字椎原一九四一番一八から 大分市大字丹川字椎原一九四一番八まで	前	メートル 二七・〇 〽一三・五	メートル 六四・五
		後	メートル 一五・〇 〽一三・五	六四・五

大分県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長
		前後別		
一般国道一	大分市西鶴崎一丁目一四九番から	前	メートル 二〇・〇 〽一三・一	メートル 一、〇八一・五

九七号

大分市乙津町一四番一まで

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	後	前	後
			敷地の幅員	敷地の幅員	敷地の幅員
県道白杵上戸次線	大分市大字奥字ヒワタシ九四番三から 大分市大字奥字ヒワタシ一〇三番二まで	平成三十年十月十六日	メートル 四二・七 〽二〇・〇	メートル 一一・一 〽八・四	メートル 一、〇八一・五
			メートル 一二・二 〽九・六	メートル 六九・〇	メートル 六九・〇

大分県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道白杵上戸次線	大分市大字奥字ヒワタシ九四番三から 大分市大字奥字ヒワタシ一〇三番二まで	平成三〇・一〇・一六

平成三十年十月十六日

大分県報（告示）